

都市政策科学（Journal of Urban Science and Policy）投稿規定

1. 投稿の資格

投稿資格者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 都市政策科学域の教員（専任・兼任・非常勤・客員の教員）で、都市政策科学に関する論文を发表しようとする者。ただし、都市政策科学域の前身である次の組織に在籍した教員を含む。
 - ① 東京都立大学 都市研究所および都市科学研究科
 - ② 首都大学東京 都市システム科学域および都市教養学部都市政策コース
- (2) 都市政策科学域の研究・教育に協力する者のうち、(1)と連名で執筆する者。ただし、本学の大学院生が代表執筆者となる場合は、下記 2.(1)のみ投稿可とし、予め指導教授の承認を得ることとする。
- (3) その他、編集委員会が認めた者。

2. 原稿の種類

原稿の内容は未発表のもので、種類は次の通りとする。

- (1) 審査付き研究論文（都市政策科学に関連する原著論文で、編集委員会における論文審査を経て掲載を許可されたもの）
- (2) 一般研究論文（都市政策科学に関連する原著論文で、編集委員会で掲載を認めたもの）
- (3) 研究ノート（都市政策科学に関連する研究報告で、編集委員会で掲載を認めたもの）
- (4) 研究動向（都市政策科学に関連する書評、翻訳を含む研究動向紹介で、編集委員会で掲載を認めたもの）

3. 原稿の採否

上記 2.(1)については、匿名査読者（2名）による査読に基づき、編集委員会の判断で掲載の可否を決定する。また、審査の過程で記述の修正を求める場合がある。

上記 2.(2)–(4)については、編集委員会において基本的要件の確認を行った上、原則として掲載する。ただし、編集委員会の判断で、形式面などでの修正を要望することがある。

4. 投稿の要領

- 投稿期限は、5月31日および11月30日（必着）とする。変更がある場合には、編集委員会が投稿者に連絡する。
- 所定の投稿申請書を原稿とともに提出すること。
- 原稿は日本語または英語とする。
- 原稿の分量は、執筆要領の形式で、日本語原稿、英語原稿とも12頁以内とする。頁数には、英文要旨（日本語原稿の場合）、和文要旨（英語原稿の場合）、図表、引用注、文

献一覧等を含む。

- 形式等については別途定める執筆要領に従うこと。
- 提出方法は、電子ファイルおよび A4 版の用紙に出力した原稿（上記 2.(1)については、3 部、上記 2.(2)–(4)については 2 部）を、編集委員会事務局に郵送（自己負担）または直接提出すること。
- 1.(2)に該当する者のうち、本学大学院生が代表執筆者となる場合は、指導教授の承認を証明する所定の承認書を原稿とともに提出すること。
- 原稿は、掲載の採否に関わらず返却しない。
- 原稿の提出・問い合わせ先
〒192-0397 八王子市南大沢 1-1
東京都立大学大学院 都市環境科学研究科
都市政策科学域「都市政策科学」編集委員会

5. 掲載・著作権等

採択決定後、改めて電子ファイル（1 部）および A4 版の用紙に出力した原稿（2 部）の提出を求める。

採択された原稿は、速やかに東京都立大学機関リポジトリへの登録手続きを開始し、同リポジトリでの公開を以て掲載とする。

掲載原稿の著作権は、都市政策科学域に属するものとする。ただし、著者自身による転載および公開を妨げるものではない。

6. 編集委員会

「都市政策科学」編集委員会は、都市政策科学域の専任教員で構成し、委員長は学域長とする。

論文の匿名査読者は、編集委員会が当該論文の審査に適任と判断して依頼する学内外の研究者とする。

7. 付則

この規定の変更は、「都市政策科学」編集委員会からの依頼を受けて、都市政策科学域の議を経て行う。

その他必要な事項は、「都市政策科学」編集委員会において決定する。この規定は、2018 年 4 月 1 日に制定、施行する。